

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正
- 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
- 長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・公有水面埋立ての竣功認可（2件）
 - ・海岸保全区域の廃止
 - ・保安林の指定の解除
 - ・保安林の指定の予定
 - ・道路の供用開始

- 所管課（室）名
- 文化振興・世界遺産課
 - 福祉保健課
 - 漁政課
 - 漁港漁場課
 - 農村整備課
 - 林政課
 - 〃
 - 道路維持課

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧

漁業振興課

◎ 公安委員会告示

- ・乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について

交通規制課

告 示

長崎県告示第604号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 観光振興課関係						別表（第2条関係） 観光振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略						1～6 略					
7	宿泊施設DX人材育成等支援事業費補助金	物価高騰等の影響を受けている県内宿泊施設の業務効率化や	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 人材育成の取組に要する経費 (2) IT機器やデジタルツールの導	略		7	宿泊施設DX人材育成等支援事業費補助金	物価高騰等の影響を受けている県内宿泊施設の業務効率化や	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 人材育成の取組に要する経費 (2) IT機器やデジ	略	

		サービス品質の向上を図るため、デジタルツールを活用できる人材の育成を支援	入に要する経費 ※ <u>宿泊施設DX</u> <u>人材育成等支援</u> <u>事業業務委託受託者からの伴走</u> <u>支援は必須</u>			サービス品質の向上を図るため、デジタルツールを活用できる人材の育成を支援	入に要する経費 ※ (1)の取組は必須
8 略				8 略			

長崎県告示第605号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 福祉保健課関係						別表（第2条関係） 福祉保健課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～13 略						1～13 略					
14	長崎県新型コロナウイルス感染症対策ネットワーク強化補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう市町や民間団体等の取組を包括的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>保護施設等における感染拡大防止等対策支援事業</u> (3)～(8) 略	略		14	長崎県新型コロナウイルス感染症対策ネットワーク強化補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう市町や民間団体等の取組を包括的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>保護施設等の衛生管理体制確保支援事業</u> (3)～(8) 略	略	

長崎県告示第606号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 水産経営課関係						別表（第2条関係） 水産経営課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～14 略						1～14 略					
15	長崎県赤潮被害緊急保証対策事業費補助金	大規模な赤潮被害により資金繰りに窮している養殖事業者を支援するため、緊急保証対策による資金融通の円滑化を図る。	養殖事業者が資金借入の際に必要となる保証料に対する助成費用。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県漁業信用基金協会						
水産加工流通課関係						水産加工流通課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略						1～5 略					
6	養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金	赤潮により大規模な被害を受けた養殖業者の早期の経営再建を図る。	赤潮による大規模な養殖魚被害に対し、速やかな養殖業の再開に向け、漁業協同組合が実施する代替魚購入（輸送経費を含む。）にかかる経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	略	6	養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金	赤潮により大規模な被害を受けた養殖業者の早期の経営再建を図る。	漁業協同組合がへい死した養殖魚に代わる中間魚を購入し養殖業者に供給する場合に、中間魚の購入費と購入時点での生産原価との差額等（輸送経費を含む。）の経費であって、補助対象者が3分の2以上を補助する場合の当該補助に要する経費	2分の1以内	略
7～20 略						7～20 略					

長崎県告示第607号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 埋立ての竣功認可年月日 令和5年9月22日
- 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 雲仙市
 所 在 地 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
 代表者氏名 雲仙市長 金澤 秀三郎
 代表者住所 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県雲仙市小浜町北木指字鼻843番8から南木指字浜口平1番5を経て字小田崎平330番7に至る地先
- (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
- (3) 面 積 3,724.28平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地、水路敷

5 埋立免許年月日及び番号

平成22年3月29日付け長崎県指令21漁港許第6号

6 閲覧場所

長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市役所

長崎県告示第608号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認めた。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可年月日 令和5年9月22日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 雲仙市

所 在 地 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

代表者氏名 雲仙市長

代表者住所 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県雲仙市小浜町北木指字城3170番4から3170番19を経て3170番20に至る地先
- (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
- (3) 面 積 1,419.62平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成26年1月9日付け長崎県指令25漁港許第2号

6 閲覧場所

長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市役所

長崎県告示第609号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第4項の規定に基づき、次の海岸保全区域の指定を廃止する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

昭和34年3月30日付長崎県告示第221号で指定した対馬沿岸美津島海岸濃部地区海岸濃部地先海岸に係る海岸保全区域

長崎県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 解除に係る保安林の所在場所

諫早市高来町善住寺字大山1106の19（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

大村市中岳町1075・1076の1・1076の2・1077の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1068の1、1068の2、1068の11、1069の2、1069の4、1070、1073の1から1073の3まで、1074の1から1074の3まで、1077の2、1077の4、1077の5、1099の2、1099の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

中岳町1068の1・1073の2・1077の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1068の11、1077の5

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字火籠1317番1地先から 西彼杵郡時津町日並郷字火籠1317番20地先まで	令和5年9月22日

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年9月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県五島市平蔵町1191番地 2
荒木 和也
長崎県五島市平蔵町1495番地 4
藤原 政利
 - (2) 加入区
五島ふくえ加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
五島ふくえ漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県五島市福江町1190番地 9
五島ふくえ漁業協同組合

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、対馬市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和5年9月22日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所 の名称	所在地	停車又は駐車を する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
上対馬病院	長崎県対馬市上対馬町比田勝630番地先	対馬市が運営する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（通称『対馬市自家用有償バス』）並びに対馬市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第2号に規定する路線不定期運行に限る。）の用に供する自動車（通称『乗合タクシー椎根・厳原線』、『乗合タクシー比田勝・五根緒線』、『乗合タクシー雑知・緒方線』及び	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和5年9月4日付け関係者間で合意
比田勝	長崎県対馬市上対馬町比田勝650番地3先			
比田勝港（泉方面行）	長崎県対馬市上対馬町比田勝843番地14先			
国際ターミナル	長崎県対馬市上対馬町比田勝958番地12先			
大浦	長崎県対馬市上対馬町大浦68番地18先			
バリュータクスエ前	長崎県対馬市上対馬町大浦11番地23先			
高校前（厳原方面行）	長崎県対馬市上対馬町大浦368番地1先			
高校前（比田勝方面行）	長崎県対馬市上対馬町大浦372番地2先			
河内	長崎県対馬市上対馬町河内346番地4先			
浜久須	長崎県対馬市上対馬町浜久須3番地12先			

旧学校前	長崎県対馬市上対馬町大増1043番地1先	『乗合タクシー比田勝・厳原棧橋線』に限る。
大増	長崎県対馬市上対馬町大増1086番地3先	
舟志	長崎県対馬市上対馬町舟志乙586番地先	
中原	長崎県対馬市上対馬町舟志乙309番地先	
琴	長崎県対馬市上対馬町琴692番地先	
住民センター前	長崎県対馬市上対馬町琴820番地先	
芦見	長崎県対馬市上対馬町芦見581番地先	
芦見浜	長崎県対馬市上対馬町芦見26番地7先	
一重	長崎県対馬市上対馬町一重514番地先	
小鹿	長崎県対馬市上対馬町小鹿67番地43先	
佐護	長崎県対馬市上対馬町佐護東里10番地6先	
志多留	長崎県対馬市上対馬町志多留317番地1先	
丸山	長崎県対馬市上対馬町志多留162番地2先	
伊奈	長崎県対馬市上対馬町伊奈1279番地2先	
越高	長崎県対馬市上対馬町越高719番地先	
御園	長崎県対馬市上対馬町御園280番地先	
犬ヶ浦入口	長崎県対馬市上対馬町犬ヶ浦98番地先	
仁田浜	長崎県対馬市上対馬町檜滝728番地18先	
仁田（仁田診療所方面行）	長崎県対馬市上対馬町檜滝499番地先	
仁田（厳原方面行）	長崎県対馬市上対馬町檜滝478番地先	
仁田診療所	長崎県対馬市上対馬町檜滝1061番地1先	
鹿見口（厳原方面行）	長崎県対馬市上対馬町鹿見824番地10先	
鹿見	長崎県対馬市上対馬町鹿見22番地1先	
公民館前	長崎県対馬市上対馬町久原160番地1先	
久原	長崎県対馬市上対馬町久原129番地先	
女連	長崎県対馬市上対馬町女連13番地1先	

大久保（佐賀方面行）	長崎県対馬市峰町三根1300番地1先
大久保（三根方面行）	長崎県対馬市峰町三根1300番地1先
上里	長崎県対馬市峰町三根1494番地先
下里	長崎県対馬市峰町三根642番地先
三根	長崎県対馬市峰町三根315番地1先
大橋	長崎県対馬市峰町三根19番地2先
三根浜（三根診療所）	長崎県対馬市峰町三根1番地53先
仁位	長崎県対馬市豊玉町仁位1295番地1先
糸瀬道	長崎県対馬市豊玉町仁位1597番地先
仁位浜入口	長崎県対馬市豊玉町仁位1966番地1先
糠	長崎県対馬市豊玉町卯麦633番地16先
卯麦	長崎県対馬市豊玉町卯麦589番地先
和板	長崎県対馬市豊玉町和板7番地先
浦底（厳原方面行）	長崎県対馬市豊玉町鍵川16番地2先
今里	長崎県対馬市美津島町今里306番地2先
対馬病院	長崎県対馬市美津島町雞知乙1168番地7先
樽ヶ浜	長崎県対馬市美津島町雞知乙650番地3先
樽ヶ浜橋（対馬病院方面行）	長崎県対馬市美津島町雞知乙510番地1先
樽ヶ浜橋（雞知宮前方面行）	長崎県対馬市美津島町雞知乙510番地1先
雞知宮前	長崎県対馬市美津島町雞知甲1275番地1先
中の町（雞知宮前方面行）	長崎県対馬市美津島町雞知甲1156番地先
中の町（竹敷方面行）	長崎県対馬市美津島町雞知甲1136番地3先
洲藻入口	長崎県対馬市美津島町雞知甲1041番地20先
久須ヶ浜	長崎県対馬市美津島町雞知乙750番地4先
島ノ内	長崎県対馬市美津島町竹敷428番地先
樽ヶ浜入口（厳原方面行）	長崎県対馬市美津島町雞知乙496番地先

樽ヶ浜入口（対馬病院方面行）	長崎県対馬市美津島町雞知乙490番地1先		
厳中前（厳原方面行）	長崎県対馬市厳原町棧原37番地先		
厳中前（雞知方面行）	長崎県対馬市厳原町棧原45番地3先		
税務署前（厳原方面行）	長崎県対馬市厳原町棧原38番地先		
税務署前（雞知方面行）	長崎県対馬市厳原町棧原52番地2先		
振興局前（厳原方面行）	長崎県対馬市厳原町日吉240番地先		
振興局前（雞知方面行）	長崎県対馬市厳原町宮谷234番地先		
農協前	長崎県対馬市厳原町中村606番地19先		
警察署前	長崎県対馬市厳原町中村633番地先		
厳原	長崎県対馬市厳原町今屋敷672番地1先		
厳原（ティアラ前）	長崎県対馬市厳原町今屋敷661番地3先		
西ノ浜（厳原国内ターミナル方面行）	長崎県対馬市厳原町久田道1659番地先		
棧橋	長崎県対馬市厳原町東里341番地先		
厳原国内ターミナル	長崎県対馬市厳原町東里301番地13先		
いづはら診療所	長崎県対馬市厳原町東里303番地1先		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト